

文教施第87号
平成9年11月20日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部省教育助成局長
御手洗 康

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）

公立学校施設整備費補助金等（以下「補助金等」という。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定により、同法施行令第14条第1項に定める場合を除き、文部大臣の承認（以下「承認」という。）が必要となります。

この承認については、従来「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（昭和61年3月31日付け文教施第81号文部省教育助成局長通知）により取り扱ってきたところですが、承認手続等の一層の簡素化及び明確化を図り、近年の児童及び生徒数の減少により生じた余剰教室等を地域の実情に応じ生涯学習や社会福祉などの学校教育以外の用途にもより積極的に活用できるようにするため、従来の取扱いを改正し、平成9年11月20日以降は下記により取り扱うこととしたので通知します。

ついては、このことを貴管下の市町村に通知し、周知徹底を図るとともに、事務処理に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本財産処分を行う場合には、補助金等の趣旨に鑑み、設置者においては、当該財産処分により学校施設に不足を生じないこと、児童生徒等の安全及び教育環境への配慮が十分に行われていることなど学校教育の円滑な実施に支障が生じるものではないことをあらかじめ確認するとともに地域住民の理解を得るよう努められるよう十分配慮願います。

記

1 承認手続

(1) 申請手続

適正化法第22条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、別紙様式1の「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書」を文部大臣に提出し、承認を得るものとする。

(2) 報告事項

別表「報告事項一覧」に該当する財産処分であって、上記(1)の承認手続に代えて、別紙様式2の「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書」を文部大臣に提出した場合は、適正化法第22条に規定する承認があったものとして取り扱う。

ただし、前記の報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

(3) 交付決定事項

上記(1)にかかわらず、次の事項に該当する財産処分については、当該建物の改築事業に係る交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなす。

- ① 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（昭和32年4月4日 文部大臣令第62号 以下「運用細目」という。）第1の41に定める構造上危険な状態にある建物（以下「危険建物」という。）の取壊し
- ② 危険建物に準ずる建物の取壊し
- ③ ①及び②の建物の取壊しに際して取壊し等がやむを得ない建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄

(4) 承認後の変更

承認を得た後、当該財産処分の内容と異なる処分を行おうとする場合には、当該処分の内容に応じ、文部大臣に対し上記(1)又は(2)に掲げる手続を行うものとする。

ただし、2(1)に規定する納付金（ただし書きを除く。）を国庫に納付した場合は、この限りでない。

(5) 経由機関

市町村が本通知により申請書又は報告書を提出しようとする場合には、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。

この場合において都道府県教育委員会は意見を付すものとする。

2 納付金の取扱い

(1) 財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

ただし、期間を限定した貸与にあつては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、次の事項のいずれかに該当する場合には、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

- ① 別表「報告事項一覧」に掲げる財産処分
- ② ①に掲げるもののほか、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備の無償による財産処分のうち次のいずれかの場合
 - ア 同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用（営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。）
 - イ 他の地方公共団体への譲渡又は貸与（営利を目的とし又は利益をあげる場合を除き、公共用又は公用に供する場合に限る。）
 - ウ 学校法人又は社会福祉法人への貸与（期間を限定し、学校施設又は社会福祉施設の用に供する場合に限る。）
- ③ 1(3)の交付決定事項に係る財産処分
- ④ その他文部大臣が特に認める場合

摘要 番号	事項
	1 災害等により全壊した建物の取壊し等
1-(1)	(1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取壊し並びに建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄
1-(2)	(2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物（事前に文部省の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し
1-(3)	(3) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し
1-(4)	(4) 敷地狭あい等により、国庫補助を受けての新增改築に際して取壊しがやむを得ないとして運用細目第2の7の(4)の規定に基づく保有控除の対象となった建物の取壊し
1-(5)	(5) 単独で改築する建物の取壊し（当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。）
1-(6)	(6) (1)から(5)までの建物の取壊しに際して取壊し等がやむを得ない建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄
	2 国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物の無償による財産処分で同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用（営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。）のうち次の事項に該当する場合
2-(1)	(1) 統合又は別敷地移転等により廃校（廃園）となる学校に係る建物の次の施設への転用 他の学校並びに公民館、図書館、博物館及び青年の家等の社会教育施設、体育館等の社会体育施設、美術館等の文化施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、児童館、保育所及び養護施設等の児童福祉施設、老人デイサービスセンター及び特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、身体障害者デイサービスセンター並びに身体障害者療養施設及び精神障害者更正施設等の障害者福祉施設、公害防止施設、防災施設、医療施設、試験研究施設、研修施設並びに庁舎
2-(2)	(2) 上記(1)以外の学校で余裕教室等を有する建物の当該部分の次の施設への転用 他の学校並びに公民館、図書館、博物館及び青年の家等の社会教育施設、体育館等の社会体育施設、美術館等の文化施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、児童館及び保育所等の利用又は通所型の児童福祉施設、老人デイサービスセンター等の利用型の老人福祉施設、身体障害者デイサービスセンター等の利用型の障害者福祉施設並びに備蓄倉庫等の地域防災のための施設
2-(3)	(3) (1)及び(2)の建物に付随する建物以外の工作物及び設備のそれぞれ(1)及び(2)に掲げる施設への転用
3	3 統合又は別敷地移転等により廃校（廃園）となる学校に係る建物で当該統合等について国庫補助を受けたもの並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備の無償による上記2の(1)に掲げる施設への転用
4	4 学校教育を行うには著しく不適當で、その改築が国庫補助の対象となった建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備の無償による上記2の(2)に掲げる施設への転用
5	5 地域事情等により入居見込みのないへき地教員宿舍の無償による上記2の(2)に掲げる施設及び公営（職員）住宅へ転用
6	6 その他
6-(1)	(1) 大規模改造に際し、保有控除建物（運用細目第2-7-(6)「保有面積の控除（ただし(り)は除く。」参照。）への転用
6-(2)	(2) 事情変更に伴う建物区分の変更
6-(3)	(3) 期限を限った、へき地教員宿舍の教職員以外の者への入居貸付け (注) 当該学校の教職員の入居希望者がいないへき地教員宿舍については、宿舍の有効利用を図る観点から、他の公立学校の教職員を一時的に入居させる場合には財産処分の手続は不要である。